

浄化槽設備保守管理業務委託特記仕様書

1 適用

- (1) この仕様書は秋田県立岩城少年自然の家における浄化槽設備保守管理業務委託（以下「業務」という。）について定める。
- (2) 本業務の履行にあたり、本特記仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」（以下「共通仕様書」という。）を適用する。

2 業務履行場所

秋田県立岩城少年自然の家 浄化槽施設

秋田県由利本荘市岩城赤平字長ヶ沢260の8

3 業務履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 浄化槽設備仕様

設置年月日	昭和58年6月1日
メーカー	萱場工業（株）
種類	現場打ち新構造
処理方式	合併処理 接触ばっ気方式
処理対象人員（計画流入汚水量）	530人（70m ³ /日）
処理性能（BOD）	30mg/L
放流先	排水路

5 委託業務の内容

浄化槽法第8条・第9条、浄化槽法施行規則第2条・第3条に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 浄化槽清掃は年1回（10月）実施するものとする。
- (2) 保守点検及び汚泥調整は年24回以上定期的に実施するものとする。
- (3) 消毒剤の投入は点検時に随時行うものとする。
年間投入予定量58kg（令和6年度実績見込61kg・令和5年度実績55kg）
- (4) 年1回（6月）最終放流水の水質分析を行い、水質分析書を提出すること。
- (5) 浄化槽及び付属機器類が機能するよう努めること。

6 報告義務

維持管理業務を実施した場合には、浄化槽施行規則第5条2項に基づき、すみやかに報告するとともに、浄化槽法第53条に基づく所轄行政官庁の報告徴収、立入検査があった場合には、報告及び立会いの義務を負うものとする。

発注者が必要と認めるときは、委託業務の状況について調査を行い、報告すること。

7 提出書類

次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書（年間計画）
- (2) 点検報告書

8 その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。